

[様式15-1] 【海外】連帯保証人・保証人変更届

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
届出済の人物に変更(氏名・生年月日・続柄の変更・訂正を含む)がありましたので届け出ます。

※奨学生本人欄は記入必須です。奨学生本人の情報に変更がない場合であっても、もれなく記入してください。

※氏名は自署が必要です。原本を郵送にて提出してください。

		記入日		(西暦) 年 月 日		奨学生本人欄記入必須		
奨学生本人(必須)	奨学生番号		- 0				←11桁の数字を記入してください	
	住民票(除票)記載の国内住所	〒 -						
	フリガナ氏名							
	漢字氏名(自署)							
	電話番号	()						
	携帯電話番号	()						
新連帯保証人	住民票住所	〒 -					実印↓ 実印	
	フリガナ氏名							
	漢字氏名(自署)							
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	続柄		
	電話番号	()		携帯電話番号	()			
	勤務先	()		勤務先電話番号	()			
●変更事由(必須記入。記入がなければ変更は認められません。)								
新保証人	住民票住所	〒 -					実印↓ 実印	
	フリガナ氏名							
	漢字氏名(自署)							
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	続柄		
	電話番号	()		携帯電話番号	()			
	勤務先	()		勤務先電話番号	()			
●変更事由(必須記入。記入がなければ変更は認められません。)								
新国内連絡者	国内の現住所	〒 -					実印↓ 実印	
	フリガナ氏名							
	漢字氏名(自署)							
	生年月日	昭和・平成	年	月	日生	続柄		
	電話番号	()		携帯電話番号	()			
	勤務先	()		勤務先電話番号	()			
●変更事由(必須記入。記入がなければ変更は認められません。)								

未成年の場合、新連帯保証人と親権者1欄には同じ内容を記入

■親権者又は未成年後見人欄

※本人が未成年者(18歳未満)の場合のみ親権者又は後見人が記入
※奨学生本人の未成年判定は、本届の記入日を基準日としてください

親権者1・後見人	住所	〒 -					
	フリガナ氏名						
	漢字氏名(自署)						
	続柄						
	電話番号	()		携帯電話番号	()		
親権者2	住所	〒 -					
	フリガナ氏名						
	漢字氏名(自署)						
	続柄						
	電話番号	()		携帯電話番号	()		

添付書類

【連帯保証人を変更する場合】

- 【様式15-2】「返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書」
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 収入に関する証明書類
※改氏名・氏名訂正の場合「収入に関する証明書」の提出は不要

【保証人を変更する場合】

- 【様式15-2】「返還誓約書の連帯保証人・保証人の同意書」
- 保証人の印鑑登録証明書

【国内連絡者を変更する場合】

- 添付書類不要

選任条件

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば・兄弟姉妹】
①奨学生が未成年者の場合は、親権者(親権者がいない場合は未成年後見人) ②奨学生が成年者の場合は、父母。父母がいない等の場合は、4親等以内の親族	①父母以外の人 ②奨学生及び連帯保証人と別生計の人 ③連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④4親等以内の親族(※) ⑤届出日時点で65歳未満の人(※)
連帯保証人・保証人共通の条件	①奨学生の配偶者・婚約者は選任できません。 ②未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

(※)代替要件

連帯保証人については「4親等以内の親族」(前記条件②)、保証人については「4親等以内の親族」(前記条件④)の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により、連帯保証人については貸与予定総額の返還を、保証人については貸与予定総額の3分の1の返還を、確実に保証できる資力を有すると認められる者に代えることができます。

※保証人には、「分別の利益」等が適用されます。(連帯保証人には適用されません)

なお、保証人については「届出日時点で65歳未満の人」(前記条件⑤)の条件だけを満たさない場合は、本人が署名、連帯保証人が署名・押印した「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

訂正方法

- 訂正部分を二重線で消し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線のう上に押印し、正しい情報を記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。